

改正	昭和59年3月16日農林水産省告示第 696号	施行	昭和59年4月1日
改正	昭和61年2月22日農林水産省告示第 286号	施行	昭和61年3月25日
改正	平成13年5月10日農林水産省告示第 637号	施行	平成13年5月10日
改正	平成16年4月23日農林水産省告示第 972号	施行	平成16年5月25日
改正	令和2年10月30日農林水産省告示第2126号	施行	令和2年12月1日
改正	令和3年6月14日農林水産省告示第1005号	施行	令和3年12月1日

肥料の品質の確保等に関する法律施行令第九条の規定に基づき尿素を含有する肥料等につき農林水産大臣が定める種類を定める件

区分	農林水産大臣が定める種類
一 肥料の品質の確保等に関する法律施行令（以下「令」という。）第九条第三号の尿素を含有する肥料（複合肥料を除く。）に係るもの	混合窒素肥料
二 令第九条第六号の複合肥料に係るもの	化成肥料、配合肥料、被覆複合肥料、液状肥料（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を主成分として保証する肥料に限る。）及び家庭園芸用複合肥料
三 令第九条第七号の石灰質肥料に係るもの	炭酸カルシウム肥料
四 令第九条第八号の微量要素複合肥料に係るもの	混合微量要素肥料及び液状肥料（水溶性マンガン及び水溶性ほう素を主成分として保証する肥料に限る。）

附 則（令和3年6月14日農林水産省告示第1005号）

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。